



# 上川路会計通信



## 税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第317号

代表  
上川路 長生

ごあいさつ

高市旋風

ロシアのウクライナ軍事侵攻から4年経っても治まらずに、そして中東の不穏な空気など世界が分断する中で、平和の象徴冬の五輪の祭典ミラノ・コルティナ大会が開催されました。日本選手団は、前回の北京大会を上回る24個のメダルを獲得するメダルラッシュの好成績を収めて、大会は終わりました。ドローンが存在感を発揮して迫力ある映像を世界中に発信して、競技の魅力や奥深さを伝えてくれました。4年前のリベンジの重み、自然条件との巡り合い、怪我を越えての攻めの滑り、宇宙一のごさなど、わずかの数秒の勝負にかけた幸不幸が交錯する瞬間に、出会う幸運な時間でした。若人が流す喜びと無念の涙に、感動した17日間になりました。

雪が降りしきる中、衆院選の投開票が行われた2月8日、真冬の超短期決戦はオセロゲームを見るような異例の展開で幕を閉じました。自民党が議席を大幅に増やし、国政の勢力図を塗り替えてしまいました。憲政史上初の女性首相の“高市旋風”が、各地の自民候補者の背中を押した一方で、野党は苦戦を強いられて中道改革連合の常勝のベテランまでもが、落選の憂き目にあってしまいました。

超短期決戦に持ち込み『首相選択選挙』と位置付けて、野党党首よりも自分がましと世論を誘導した戦略が奏功しました。さらに『争点つぶし』を意図して、消費減税にも言及しました。党勢のふるわない立民と公明による『選挙互助会』とみなされた短期決戦での統一党派結成では、中道の理念は浸透させることは難しかったといえます。高市早苗首相は、衆院選圧勝で求心力を高め長期政権への足掛かりを得ました。看板政策の責任ある積極財政に加えて、防衛力の抜本強化などといった政策を、推進することが出来る体制となりました。全面的な委任を得たとばかりに数の力に頼り過ぎれば、国民の離反を招きかねないリスクも潜んでいます。

高市政権は消費減税に向け、与野党が参加する国民会議で、具体的な検討に入るとしました。年に5兆円規模の財源確保や実施時期、事業者の負担軽減が焦点となっています。衆院選での自民党の圧勝で政権基盤は盤石とみられていますが、市場には、財政悪化懸念による長期金利の上昇

## 目次

ごあいさつ “高市旋風”	…1P
税務カレンダー	…2P
2026年3月・4月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A!	
“「下請法」は「取適法」へ変わりました!”	…4・5P
使うと便利なキャッシュレス納付方法のすすめ	…6P
第44回 KMCセミナー(福祉)のご報告	…6P
第30回 KSCセミナーのご案内	…7P
職員コラム 今月の担当: 鶴田 恵子	…7P
随想 “『朧月』 上川路 美恵野”	…8P

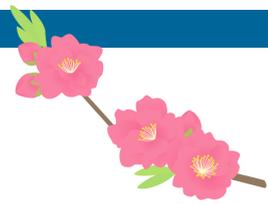
や円安リスクがくすぶっていて、引き続き慎重な経済運営が求められています。2025年の2人以上世帯のエンゲル係数が28.6%で食品の価格高騰の影響で、1981年以来44年ぶりの高水準になりました。消費支出に占める食費の価格が高くなり、生活に余裕がなくなったことを示しています。米などの食料品が軒並みに値上がりして、家計を圧迫していることになっています。食料品の消費税減税は、家計の救いになるのでしょうか。

衆院選の自民圧勝について、世界各国からも高市氏の今後の政権運営に注目が集まっています。米国主要各紙は、『米国にとっても良いニュースだ。』と評価しました。トランプ大統領は『私の指示に従った賢明な判断の結果だ』と自賛していました。中国外務省は『日本の内政だ。中国の対日政策は継続性を保っており、一度の選挙で変わることはない』とこれまでの強硬な姿勢は崩しませんでした。

中道の共同代表の野田佳彦氏は「1足す1が2に届かずマイナス10になったことは、万死に値する」と述べて辞任しました。最近まで争っていた二つの党が合流したことが、中道の敗因で新党結成が野合と受け止められてしまいました。火中の栗を拾った小川淳也新代表は、党内融和を重視し執行部人事に取り組み、国民生活の安定と将来の見通しの提示に全力を尽くすと強調していました。苦難の旅出となりました。(令和8年3月吉日)

# 税務カレンダー

税金等の納付・  
手続きはお早めに!



## 2026年3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	4/1	4/2	4/3	4/4

### <1月決算会社申告書提出>

3月31日まで

- 1月決算法人の確定申告
- 7月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告  
4月決算法人 第3四半期分  
7月決算法人 第2四半期分  
10月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人及び  
個人事業者（前年12月分）の3月  
ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の  
12月、1月決算法人を除く法人  
の1月ごとの中間申告  
（11月決算法人は2ヶ月分）
- 個人事業者の消費税

3月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

3月16日まで

- 所得税等
- 贈与税

## 2026年4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	5/1	5/2

### <2月決算会社申告書提出>

4月30日まで

- 2月決算法人の確定申告
- 8月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告  
5月決算法人 第3四半期分  
8月決算法人 第2四半期分  
11月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人及び  
個人事業者（前年12月分）の3月  
ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の  
1月、2月決算法人を除く法人の  
1月ごとの中間申告（12月決算法人  
は2か月分）
- 公共法人等の道府県民税及び市町村  
民税均等割りの申告

4月10日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額の納付

4月15日まで

- 給与支払報告に係る給与所得者  
異動届出提出期限

4月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付

- 軽自動車税の納付

## 2026年3月の経理・税務チェックリスト



### 3月決算の準備

□ 決算の準備にあたって、まずは決算方針を固めておきましょう。黒字見込みの場合は、翌期以降の経営資源としての内部留保や節税対策等を検討し、赤字の場合は、事業計画の見直しを検討しましょう。

年度の末日は、小口現金と現金出納帳の残高の照合をし、金種表を作成、押印するなどして、正確な数字を明らかにしておきましょう。その際、経理担当者だけではなく、管理職など複数の者によって確認照合等することが不正やミスを防ぐことにつながります。

また、実地棚卸や現金・通帳・定期預金証書などの実査、経過勘定や仮勘定の整理等は段取り良く進めておきましょう。決算時は業務が増えるため、思わぬミスが発生しがちです。税務調査でのトラブルのもとになってしまうので、事前に準備を進めておきましょう。

### 売掛金の確認と回収

□ 売掛金等の債権の回収状況は、日常的に把握しておきたいところです。特に、決算期前には、貸倒損失にするか否かの判断も必要になりますので、確認しながら完全回収に努めましょう。

### 確定申告の内容が間違っていた場合

□ 確定申告をして、確定申告期限内に誤りに気付いた場合は、改めて申告書等を作成し、確定申告期限までに提出しましょう。確定申告期限後に誤りに気付いた場合は、申告をした税額等が実際より少なかった場合は「修正申告」を、多かった場合には「更正の請求」をして正しい額への訂正を求めることとなります。

## 2026年4月の経理・税務チェックリスト



### 3月決算の事務作業

□ 3月決算法人では、決算に伴って帳簿締めや預金残高の確認・照合、試算表等の各種帳票の作成を行います。そして、決算方針などを確認し、確定した数字に基づいて決算報告書の作成等を行います。法人税・消費税の申告納付期限は、原則事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内です。

新年度の様々な事務手続きとも重なりますので、ミスのないように段取り良く作業を進めるようにしましょう。

### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

□ 住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

### 新年度の給与関係事務

□ 新年度にあたり、新入社員がいる場合には、給与計算前に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出をしてもらいます。また、昇給がある場合には、基本給の変更だけでなく、基本給に応じて変更になる時間外手当や各種手当等の計算にも注意が必要です。

### 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

□ 5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉徴収税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

### 納税資金の確認

□ 法人は決算日から2ヶ月以内に法人税や住民税などを納付しなくてはなりません。計画的に納税資金の準備をしましょう。

# 会計・税務のQ & A！



## テーマ 『「下請法」は「取適法」へ変わりました!』

2026年1月1日より、「下請法（下請代金支払遅延等防止法）」が改正され、「中小受託取引適正化法」（通称：取適法）として施行されました。この改正は、中小企業が抱える取引上の課題を解決し、公正な取引環境を整備することを目的としています。

今回の法改正は、名称変更にとどまらず、実務に大きな影響を与える変更が多く含まれており、企業の皆様には社内フローや契約管理の見直しが求められます。

しっかりと内容を把握し、自社の取引が新たに取適法の対象となる可能性がないか確認しましょう。

中小企業庁 公正取引委員会 HP参照

## 改正事項

### ①法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法	→	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
下請代金	→	製造委託等代金
親事業者	→	委託事業者
下請事業者	→	中小受託事業者

### ②適用対象の拡大

#### ●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

#### ●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

### ③禁止行為の追加

#### ●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

#### ●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段(電子記録債権等)についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます ⇒**支払期日に代金満額相当の現金を受取可能に**

#### ●振込手数料を負担させることの禁止

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を中小受託事業者負担させ、製造委託等代金から差し引くことは違反になります(「減額」に該当) ⇒**代金の受取に係る振込手数料の負担が不要に**

# 取適法の概要



## 適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容

資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下
	従業員300人超			従業員300人以下

- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下
	従業員100人超			従業員100人以下

## 義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率14.6%)を支払うこと

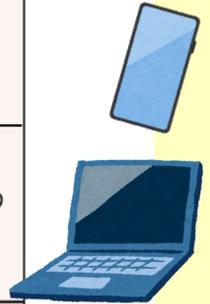
禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買ったたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、公正取引委員会のウェブサイトをご確認ください

## 使うと便利なキャッシュレス納付方法のすすめ

国税の納付は、自宅やオフィスからスマホ・PCでいつでも納付ができ、現金不要で手間いらずの「キャッシュレス納付」が大変便利です。是非ご利用ください。

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方</li> <li>日付を指定して納付されたい方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>ダイレクト納付利用届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※納付手続方法により利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要がある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振替依頼書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税</li> <li>消費税（個人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> </ul>
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※納付手続方法により利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを利用されている方</li> <li>インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード</li> <li>※納付税額に応じた決済手数料あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円未満かつカード利用可能範囲内</li> </ul>



詳細は国税庁のホームページにてご確認ください！



(有)上川路マネジメントセンター 主催

### ～ 第44回 KMCセミナーのご報告 ～

## 「社会福祉法人の決算実務と経営戦略」

講師：税理士法人 上川路会計 所長

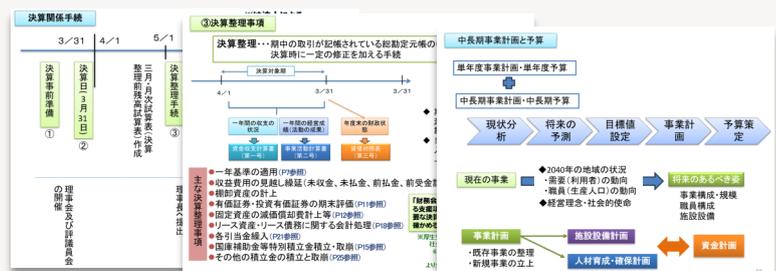
公認会計士・税理士 上川路 美恵野



令和7年2月13日(金)、第44回KMCセミナー『社会福祉法人の決算実務と経営戦略』をZOOMによるライブ配信にて開催いたしました。決算で行うべき事項やスケジュール、計算書類の読み方、また中長期事業計画と予算についてもご説明いたしました。

### 《 セミナー内容 》

- 第1部 社会福祉法人の決算実務
- 第2部 社会福祉法人の計算書類の読み方と経営分析
- 第3部 2040年に向けた中期計画・予算策定の取り組み



大変多くの方にご参加いただきました。お忙しい中ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました☆  
今後もセミナーの開催を予定しておりますので、是非ご参加ください！

決算作業を円滑に進めるために、疑問点などは早めにお問合せ下さい

第30回 KSCセミナー

# ビジネスマナー & プロフェッショナルマインドセミナー

## 【午前の部】ビジネスマナーセミナー

講師:春田 直子 先生

### セミナー内容

マナーの一般常識、礼儀の捉え方、挨拶、来客対応、名刺交換  
良好な関係を築くための言葉遣い、ビジネスメール、クレーム対応 等



## 【午後の部】プロフェッショナルマインドセミナー

指示待ち新人を「自走する軍師」に変える思考と仕事の型 講師:角園 友章先生

### セミナー内容

～作業を価値に変えるプロフェッショナルマインド～  
給与の対価は価値提供との等価交換であること、価値提供が全ての仕事の基礎であることをお伝えします。相手目線での仮想思考力を高める内容で、新入社員だけでなく幹部職員の方にもお聞きいただける講師の Passion あふれるセミナーです。

- 日時 **令和8年4月8日(水) 午前の部 10:00～12:30**  
**午後の部 13:30～15:00**
- 開催方式 **サンプラザ天文館(鹿児島市東千石町2-30) 3階D-3会議室**  
**(※対面開催のみ 定員になり次第締め切ります)**
- 会費 **無料**
- お申込方法 別紙参照 QRコードからもお申し込み可能です。
- お問い合わせ 税理士法人 上川路会計 TEL 099-252-7070 担当 福田・味園



## 職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつ「わたしのおすすめ!」を紹介していきます。  
職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆



### テーマ:「いろいろ読むこと」

今月の担当:総務課 鶴田 恵子

私は学生時代、あまり本を読まない人でした。読むとしても、必要な知識を得るためにたまたま実用書読むくらいで、いわゆる活字アレルギーだったと思います。

数年前、「本は先人の知識と知恵の結晶」という言葉を目にしました。この世界には作者が思いを込めて制作した本という素晴らしい結晶が、一生かけても読み切れないくらい存在します。それに手をつけないのは人生損しているのでは?と思いはじめ、あらゆるジャンルの本を手取るようになりました。書店や図書館、レンタルショップなど利用して小説や実用書、啓発本、写真集、漫画まで・・・

小説や歴史本、啓発本はゆっくりじっくり読みたいので購入することが多いですが、実用書や写真集などは比較的高額で気軽に購入することが難しいので、図書館を利用することが多いです。漫画は、どこまで読んだのかすぐ分からなくなるので、完結し

ているものをレンタルショップで借りて、一気に読みます。

全く頭に入ってこない時もあります。そういう時は、頑張って読むこともありますが、合わないのかなと思って、次の本を探すことの方が多いです。(一生かけても読み切れないほど本はあるので!)

読書によって知らない世界を知ることができたり、感動したり、人生観が変わったり、心の支えになったり、心が豊かになるのを感じます。

近頃は老眼の影響で読むスピードが遅くなってきていますが、これからもジャンルにこだわらず手に取っていきたいと思います。

活字はちょっと・・・と思う方も、今はプロの朗読で聴きけるオーディオブック(聴く本)なども充実しているようです。ぜひ、先人の知識と知恵の結晶に触れてみてはいかがでしょうか。





春一番に吹き寄せられるように春が近づいてきました。そして3月3日は桃の節句、ひな祭りです。今年の3月3日には、皆既月食がありました。子供と一緒に観測し、丸い月が少しずつ歪に暗くなっていき、影の部分が多くなるにつれて冴え冴えとした白銀だった月が夕焼けのような赤銅色に変わり、やがて何事もなかったかのように元に戻る様子を目の当たりにすることができました。ただ月を眺めるといふほんやりとした時間を共有できるというのは、家族や友人など親しい間柄ならではだな、と思ったのは、先月見た歌舞伎の場面が印象に残っていたからです。

歌舞伎版「あらしのよるに」は、ヤギのメイとオオカミのガブが「食うもの」と「食われるもの」という宿命的な関係を超えて友情を育む人気の絵本が原作の創作歌舞伎です。この中でメイとガブが待ち合わせて美しい月と一緒に眺める場面があるのです。

ともだちだから美しい月と一緒に見る時を共有したい、というただそれだけのことなのに、それぞれの群れからすれば仲間の利益・価値観に相反する裏切であって、双方の群れで軋轢が生じます。ガブとメイは結局、群れから離れざるを得なくなります。新天地で同種族の仲間ではなく、異種族、しかも本来相容れない関係のものと友情という絆で新たな関係を築いていくという選択は、希望に満ちたもので、万雷の喝采に包まれて幕が下りました。

私もお芝居は大層楽しみでしたが、個人対個人の関係を守ろうとすれば、自分たちが異端であることを受け入れて群れを出ることでは解決しないという個人と集団の関係性について考えてしまいました。

今の社会情勢、国際情勢では、たとえば、個人同士では友人や親せきなのに国家同士は戦争状態であったり、ひとりひとりとは仲良く付き合えるのに国や宗教という立場を背負うとどうしても意見が対立してしまったり、ということが世界のあちこちで起こっています。

ロシアのウクライナ侵攻の終息は遠く、今年は米国のベネズエラやイランへの攻撃など憂慮することばかりで、身近なところでも先月の選挙の際の外国人排除の主張は不穏なものを感じています。

国家間の調整は一般人には無理なので、まずは個人対個人の間を築いていくことですが、メイとガブを見てもわかるようにそれもなかなか難しいものです。

オオカミのガブにとっては常に「おいしそう」という本能を抑制する努力、ヤギのメイにとっては常に食われる危機を感じる恐怖を乗り越える努力を強いられる関係です。

昨今は人間関係に無理するのを避けて、ありのままでいたいという意見もよく聞きますが、価値観や背景の違う他者と共にあるためには、無条件に寄りかかることなくお互いに関係の維持のための努力が欠かせません。月が満ちては欠けていくように、常に円満な関係であることはないと肝に銘じて、安穩と自分だけの居心地の良さを追求するのではなく相手の立場や価値観を理解し寄り添う気持ち、お互いにどうあるべきかを調整する知恵を働かせないといけないのでしょう。

社の経営理念に掲げる「恕」は、この相手を思いやる知恵と情を表します。あらためてこの文字の持つ意味を考えたいものです。



触終わりほっと息つく朧月

美恵野

## 連絡先：税理士法人 上川路会計

### ■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9  
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

### ■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F  
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <https://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

## 編集後記

早いもので今年も確定申告の季節を迎えました。今年の冬は例年より暖かく、春の訪れをいつもより早く感じます。鹿児島の桜の開花予想は今月26日、満開予想は4月4日だそうです。ご家族やご友人と一緒に花見をしてリラックスするのもいいですね。さて、ミラノ・コルティナオリンピックが終わり、パラリンピックが始まっています。熱戦のミラノ・コルティナオリンピックに続き日本選手団の活躍を応援したいですね！

編集委員 上川路美恵野 総務課一同

## ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

